

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に對して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。給付金を受け取るには、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要となります。

また、平成26年度と平成27年度で、対象者や支給額等が異なりますので、ご注意ください。

■支給対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者

※所得制限限度額以上のため特例給付の受給者（手当額が対象児童1名につき月額5,000円の受給者）は支給対象者になりません。

※平成27年6月分の児童手当は児童手当現況届の提出が必要となります。児童手当現況届が未提出の場合には、この給付金を受給することはできませんので、児童手当現況届を忘れずにご提出ください。

■対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童（中学生までの児童）※平成27年6月1日から給付金の支給決定までの間に亡くなられた児童は対象外となります。

■支給額

対象児童1人につき

3,000円

■下野市の申請期間

平成27年7月1日(水)

～平成28年1月4日(月)

※公務員の方も同じです。

■支給時期

支給は、10月以降のお振込みとなります。

※児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金の両方の提出確認及び審査をする必要があるため支給までに時間がかかります。

※審査の結果については通知書をお送りします。

■問い合わせ先

子ども福祉課

☎(52) 11114

＜申請先＞

平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村

※平成27年6月1日以降に下野市に転入した場合でも、申請先は平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村です。

＜下野市の申請期間＞

平成27年7月1日(水)～平成28年1月4日(月) ※当日消印有効

※申請期間は市区町村によって異なります。申請先が下野市以外の方は、各市区町村に確認してください。

＜申請方法＞

下野市で支給対象となる可能性のある方へは、申請書を7月1日以降に郵送にてお送りします。申請書が届き次第、申請期間内に申請してください。提出書類など申請に関する詳細は、申請書に同封の案内をご確認ください。

＜その他＞

- ・児童手当現況届の通知には、子育て世帯臨時特例給付金の申請書は同封されていません（別々の郵便にてお送りします）。
- ・児童手当の現況届とその添付書類が提出されていない場合、子育て世帯臨時特例給付金を申請しても給付金は支給されません。現況届とその添付書類を忘れずに提出してください。

公務員の方について

公務員の方へは、勤務先より申請書等を発行します。市役所からは通知が行きませんので、お忘れないう手続きください。

公務員の方の申請は、平成27年7月1日より受付を開始します。

■申請に必要なもの

- ・勤務先より発行される申請書
- ※「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けてください。所属庁の証明のない申請書は受付することはできません。
- ・振込先口座の通帳の写し
- ※下野市より平成26年度子育て世帯臨時特例給付金を受給し、平成27年度においても同じ口座を振込先に指定する場合には、通帳の写しは省略ができます。